

第4回第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等 策定委員会 会議録

令和3年1月28日(木)

午後1時00分から

文化会館 大会議室

出席者

(出席者) 18名

◎赤谷委員、◎大高委員、佐竹委員、細井委員、都築委員、中村委員、小林委員、
内藤委員、野村委員、西田委員、海光委員、杉浦委員、森委員、佐藤委員、
安形委員、小田委員、桑野委員、菅沼委員(菅野委員代理)

(欠席者) 3名

石黒委員、藤井委員、宇井委員

次第

1. 議題

(1) 協議事項

・第4次豊川市障害者福祉計画(最終案)について

(2) 協議事項

・第6次豊川市障害福祉計画等(最終案)について

2. その他

(事務局)

会議に先立ち、机上の封筒の中にある資料の確認をお願いします。次第、配席図、事前資料①改、当日資料①から③、事前資料②改、当日資料④から⑥、及び第3回の議事録です。なお、「事前資料①改」、「事前資料②改」は、事前送付の資料を一部修正しております。資料が足りない方は挙手いただければ、お持ちいたします。

また、豊川呼吸器友の会の石黒委員、愛知県立豊川特別支援学校の藤井委員、子ども健康部の宇井委員は欠席、豊川市保育連絡協議会の菅野委員の代理として同協議会副会長の菅沼様にご列席いただいております。

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから第4回第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。以降の議事進行を委員長にお願いします。

(赤谷委員長)

皆様こんにちは。一昨日、豊橋市にて49名の方が新型コロナウイルスに感染されたという報道に驚きました。ウイルスの変異種も発生しているということです。また、緊急搬送中の受け入れが難航してお亡くなりになるという事例も出ており、他人事ではないと不安に感じています。ワクチン接種も2月下旬から始まるということですが、これからの季節は春祭りや梅なども咲き始め、お花見シーズンも迎えます。緊急事態宣言の延長も検討されていますが、我々福祉施設は今一度気を引き締めて対応する必要があると感じています。それでは議事の進行に入ります。

本日の策定委員会は、設置要綱第5条第3項により、委員の過半数以上の出席がございまずので、成立いたします。愛知県の緊急事態宣言発令中でもあるので、本日の会議は午後2時までとさせていただきます。限られた時間ですが、皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。

これまで審議を行っていただきました策定委員会も今回が最終回です。委員の皆様には実施されたパブリックコメント等の結果を踏まえ、計画決定の最終確認をお願いします。

なお、パブリックコメント後の計画案の取り扱いについて、パブリックコメント手続取扱要領において、提出された意見等以外の事項を考慮した政策等の考え方や方針等の変更はしないとされています。そのため、本日の各計画最終案に関する審議は誤字や脱字、言い回しや見栄えのみの修正が変更可能ということです。よろしくをお願いします。

1. 議題

(1) 協議事項

・第4次豊川市障害者福祉計画（最終案）について

(赤谷委員長)

それでは、「議題(1)協議事項 第4次豊川市障害者福祉計画（最終案）について」、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

事前資料①改をご覧ください。事前資料①の内容と大きな変更はございません。「市の考え方」の表記が若干統一されておらず、統一した表記に変更しています。「ご意見等」の「ご」の字を漢字からひらがなに変更いたしました。また、ページの記載の仕方について、「P. 1」といった表現に改定しています。

パブリックコメントでは障害者福祉基本計画について、7点ご意見がありました。

No. 1は、新型コロナウイルスに関する記載について、本人の行動が記載されていません、というご意見です。P. 1の20行目の中ほどからの記述を「障害のある方本人を始めその家族、サービス提供者、その他関係者が細心の注意を払い、感染防止対策を行うことが求めら

れます。」という文言に変更いたしました。当事者の記載が全くなかったので、そちらの指摘を受けたことにより、市の考え方として、「障害のある方を始め」という言葉を追記いたしました。

No. 2について、本編のP. 3の表中にある「社会福祉法」を「社会福祉六法」に代えてほしいというご意見です。ご意見は理解させていただいたのですが、国や県の法律、計画の記載は本市の計画の根拠となるものや密接な関係にあるものを抜粋して掲載しています。そのうち社会福祉法は、第3次豊川市地域福祉計画の根拠法として記載しています。今後の参考とさせていただくということで、本編に影響なく回答させていただく予定です。

No. 3について、本編のP. 27にある「リハビリテーション」という言葉の意味が分かりにくいというご意見です。一般的な使われ方をする「医療的なリハビリテーション」と本計画での「リハビリテーション」の混同を避けるために、図中にてリハビリテーションの意味を説明しています。本計画での「リハビリテーション」は障害のある方の自立と社会参加の促進を目指すという考え方を指していると説明しており、本編には修正等加える予定はありません。

No. 4について、P. 39をご覧ください。「施策の展開」の「②交流保育の実施」で「遊びや生活の場を共有し」とありますが、現状を考えると「共有することを目指して」という表現が適切ではないかというご意見をいただきました。交流保育の場を共有というのは施策の展開の項目であり、目標を記載することになっています。そのため、あえて文中で「共有し」という表現をしている、という回答でご理解いただこうかと思えます。こちらも本編に修正を加える予定はありません。

No. 5について、障害者差別解消法について法令等で罰則があることを周知してほしいというご意見がありました。「P. 54、分野8『施策4 障害を理由とする差別の禁止』において、『①公的機関における障害者への配慮』、『②民間事業者への周知啓発』を施策の展開に掲げており、理解促進に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。」としています。その罰則に関する規定については「配慮」という言葉の中に含まれるということで表現しています。こちらも本編に修正等を加える予定はありません。

No. 6について、「用語説明」のP. 64に「児童発達支援」、「児童発達支援センター」の説明がありますが、事業利用者は子どもなので、子どもを主体とした表現にしてほしいというご意見です。実施主体がお子さんであることを捉えた表現を確かにしていませんでした。こちらは「地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受ける。」という利用される方を主眼においた書きぶりに変更する予定です。児童発達支援センターの用語説明においても、同様に障害児が主体となった書きぶりに変更しています。

No. 7は、障害者の表記に関することです。全体を通して「障害者」よりも「障害のある人」の方が読みやすいので、修正を検討してほしいというご意見です。障害者基本法に基づく計画書という性質上、国の障害者基本計画に準拠した形で表記しています。ご意見は今後

の参考とさせていただきます、本編に修正を加える予定はありません。

事前資料①についての説明は以上となります。

続いて当日資料①では、11月26日に開催された第3回策定委員会のご意見やパブリックコメント等による修正について、修正前と修正後の内容を並べて表記しています。前回の第3回策定委員会で賜ったご意見について説明します。本編の33ページ「⑧精神障害者（高次脳機能障害、強度行動障害者等）の地域生活支援体制の整備について」で、⑧の本文中に高次脳機能障害の方、強度行動障害の方についての具体的な内容の記載がないので、例示は削除した方が良いのではないかと。また、⑧の最後の行に「依存に関する周知、啓発を行います」とあるので、⑨として「新たな課題への対応支援」という形でまとめて、その中に「高次脳機能障害」、「強度高度障害」、「依存への対応支援」という形にしてはどうかという話がありました。ご意見の通り⑨を新設いたしました。それに伴い、「⑨レスパイト事業」を「⑩レスパイト事業」と修正しています。

35ページについて、前回お渡しした資料では「⑤難病患者の日常生活用具の給付について」とありましたが、「障害者及び難病患者」とした方が良いのではないかとのご意見がありました。それを受けて「⑤難病患者の日常生活用具の給付」を「補装具、日常生活用具などの給付」に修正いたしました。あわせて「難病患者」の前に「障害者手帳所持者や」を追加しています。「難病患者」を「難病患者など」に変更、「補装具や」を「補装具費支給制度やストマ用装具などの」に修正いたしました。

P.47「①公共施設の整備」の3行目「施設や大規模な改修などを実施する際には、」とありますが、大規模な改修だけではなく、新たな施設をつくることも含めて「施設の新設や大規模な改修」とした方が良いのでは、というご意見をいただきました。こちらを受け、「公共施設の整備の大規模な改修」の前に「施設の新設や」という言葉を追加記載しました。

P.53「②成年後見人制度の利用促進」の「市民後見人の活用について」では、第3回委員会では「育成」を「活用」に変更していましたが、後見人が十分に担保できる状況ではないので、「育成及び活用等」という記載を検討してほしいと意見をいただきました。それを受け、P.53の施策3の②の「市民後見人の活用」を「市民後見人の育成及び活用」と修正いたしました。

当日資料①のP.2をご覧ください。先ほどパブリックコメントの意見と内容について説明させていただきました。その中で2点、計画の内容に変更、修正したものについて「◆パブリックコメント」としてまとめております。

他に字句の修正、誤った記載、修正漏れがあった箇所は事務局判断で細かい修正をいたしました。これらも内容としては軽微なものとなっています。

しかし、こちらで変更した箇所でも1点だけ申し上げます。当日資料①のP.3のP.51の内容について、「手話講習会などの利便性を高めるとともに」という表現が分かりづらいというご意見をいただきましたので、「手話講習会など既設の講習会について内容の充実を図るとともに」に変更いたしました。

第3回から本日までの修正点については、以上となります。

(赤谷委員長)

パブリックコメントのご意見と、第3回委員会での各委員さんのご意見に基づいて修正が行われたということです。事前資料①のパブリックコメントはNo. 1からNo. 7まであり、計画を変更したのはNo. 1とNo. 6、あとは現行通りということです。まず事前資料①のパブリックコメントについて何かご質問、ご意見等あれば、お願いします。

No. 5の障害者差別解消法の罰則を周知してほしいというご意見について、具体的に罰則とはどのようなものでしょうか。

(事務局)

個人に対する罰則ではありません。ご本人から障害者差別であるという訴えがあった場合に、特に事業者等に、それを管轄する省庁が報告や説明を求めることができます。その時に虚偽の報告や報告を怠ったような場合が罰則に規定されております。

(赤谷委員長)

ありがとうございます。個人に対する罰則はないということですね。No. 4の「遊びや生活の場を共有し」ということを目指してはどうかというご意見があったようです。菅沼委員、これについて何かございますか。「共有する」ということが難しいですか。このままの表現でよろしいですか。(菅沼委員、うなずく。)

当日資料①について前回、各委員さんからご意見をいただきました。1番目は森委員からのご指摘だと思います。よろしいですか。

(森委員)

いいです。ありがとうございます。

(赤谷委員長)

2つ目と3つ目は桑野委員だと思いますが、たぶん庁内ですり合わせていただいていると思います。4つ目は西田委員だと思います。よろしいですか。

(西田委員)

良いです。

(赤谷委員長)

次のページのパブリックコメントについて、特にご意見ございませんか。よろしいですか。それでは質問やご意見がないようですので、第4次豊川市障害者福祉計画の最終案につ

いてご了承いただいたものと決定いたします。

(2) 協議事項

・第6期豊川市障害福祉計画等（最終案）について

(赤谷委員長)

第6期豊川市障害福祉計画等（最終案）について、事務局よりご説明願います。

(事務局)

第6期豊川市障害福祉支援計画及び第2期障害児福祉支援計画の説明をさせていただきます。

事前資料②改では、いくつかの文言を修正していますので、この資料を基に説明いたします。パブリックコメントとしては、2件のご意見をいただきました。

No. 1、「子ども・子育て支援事業計画との連携における見込み量について、必要な子どもが支援にほどよく繋がることできるように数字の上下に捉われず必要な支援をできるような文言を添えてほしい。」というご意見でした。43ページ「(2)『子ども子育て支援事業計画との連携』の【実績と見込み量】」については国の基本指針に基づいて見込み量を設定しております。文言の追加は難しいですが、必要な支援に対してニーズに応じたサービスは行っていくため、文言の修正等はいりません。

No. 2、地域生活支援事業の必須事業の成年後見人制度法人後見支援事業の確保策について、「市民後見人の養成」という文言を加えてほしいという意見でした。障害者福祉基本計画の文言に合わせて修正いたしました。P. 46の15行目の「市民後見人の養成」を「市民後見人の育成及び活用についても検討を行っています。」と文言を変更させていただきます。

以上2点がパブリックコメントに対する市の考え方です。

続いて、当日資料④をご覧ください。「◆策定委員」より「P. 37に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の【見込みの考え方】に「国の基本指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や関係者の参加を促します」とあるため、確保策の中に、市内の精神科医療、福祉関係者の後に「保健」も入れていただきたいという内容でしたので、ご指摘の通り追加変更しています。

P. 36、令和5年度末の地域移行に伴う基盤整備量について、参考値として掲載してほしいということでした。地域移行支援については、令和5年度末の地域移行に伴う基盤整備量65歳以上利用者数23人及び65歳未満利用者数29人を勘案し、国の基本指針に基づいて算出しました。数字を出して見込みの考え方として追加させていただいております。

裏面については、「◆事務局」で文言の簡易な修正を行っております。P. 54「表 名簿に役職を追加記載」とありますが、委員長、副委員長、委員を掲載しております。こちらは障

害者福祉基本計画の修正と同様です。

最後に「第4次豊川市障害者福祉基本計画のパブリックコメントの修正に伴い、P.64」とありますが、「P.57」の誤りです。障害者福祉基本計画の修正に伴い、同様にこちらの計画も文言を修正しています。

以上が第3回策定委員会からの変更点になります。あわせて、障害者地域自立支援協議会の全体会の委員から、両計画に対するご意見をいただいております。宝陵高校の神野先生から、宝陵高校では1年生が障害者施設で実習を行っている関係上、福祉施設が倒産し、路頭に迷う障害者や困窮する家族が出ないように行政の支援、対応を充実させてほしいとご意見をいただきました。ここでご紹介させていただきます。

(赤谷委員長)

ありがとうございました。パブリックコメントも前回会議の委員からの意見も少なかったので一括してご意見を伺いたいです。ご質問、ご意見はございますか。

森委員からは、令和5年度の地域移行に伴う基盤整備量について、参考値として掲載してほしいという意見が出されていきました。36ページに【見込みの考え方】として点線の枠の説明を追加したということです。基盤整備について、65歳以上では利用者数23人、及び65歳未満利用者は29人を勘案し、国の基本指針に基づいて算出しました、とありますが、下の市の数を見ますと地域移行支援については9人、定着については2人となっています。この数字は差が大きいですが、それについて説明願います。

(事務局)

この見込み量は1か月あたりということになります。3月時点の1か月あたりの移行者数ということで9人となっています。

(赤谷委員長)

23人というのは月ではなく、年間ということですか。23人に対して月に9人とは、どのような考えですか。

(事務局)

地域移行支援の福祉サービスの決定者数になります。3月時点で9人という見込みになります。

(赤谷委員長)

3月末時点で9人ということですね。国の基本指針は令和5年度末に地域移行に伴う基盤整備量は65歳以上で23人ということですか。

森委員、お願いします。

(森委員)

市の考えと合っているかどうか分かりませんが、障害福祉計画は、国が、人口などを勘案した上でだいたいの精神病院から地域に戻る方を基盤整備量として定めており、市町村の計画にも掲載して支援してほしいとしています。ただ、退院するにあたり、「個別給付」という制度を利用しなくても豊川市民の方はしっかりとサービスを入れながら戻る方もいらっしゃいます。ただ、基盤整備量の見込みとしては地域移行、地域定着の個別給付の制度を利用せずに戻ってくる方も含んでいます。制度を利用する方は、地域移行などの個別給付を受けながら地域に戻ってきていただくということです。実績と見込み量で言えば、実情に合わせたものが下の表内の数、国から示された目標値が上の枠内の見込み量という考え方でいいかと思います。違うかもしれませんが。

目標値というか、国が示した数字としてはこれくらいという数字ということです。

(事務局)

23人などの数字は国が基準を示しており、その数式に基づいて人口などを勘案して出した数字です。

(赤谷委員長)

9人では少ないと国からお叱りを受ける数字ではないですか。

(事務局)

そうではありません。

(森委員)

豊川市は他の地域より頑張って示していただいています。

(赤谷委員長)

ということです。ありがとうございます。

他にご質問、ご意見ございますか。

市民後見人については、先ほど障害者福祉基本計画の中でも訂正をしたので、こちらの支援計画も「育成及び活用」という形で変更したということです。

それではご意見等もないようなので、第6期障害福祉計画等最終案についてのご了承いただいと決定させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

(事務局)

当日資料③と⑥は説明を行っていませんが、今回説明した資料については概要版でも同様の変更を行いますので、また、ご覧いただければと思います。

(赤谷委員長)

障害福祉支援計画の概要版については、2ページ目の一番下の居住系サービスの施設入所支援の人数が、154人から153人に訂正されたということです。

最終案についてはご了承いただきましたが、これが最後になるので委員さんからご意見等あれば、この機会を通じてお答えしたいと思いますが、いかがですか。

各委員さん、せっかくですので、ひと言ずつこの会議に対する感想やご意見、ご挨拶なりをお願いします。

(佐竹委員)

日ごろから視覚障害者福祉部会にご協力いただき、誠にありがとうございます。この計画どおりに進めていただければ、大変ありがたく思います。

(細井委員)

知的障害者育成会の細井です。初めて参加させていただいたので、意見を言う機会がありませんでした。こういった計画を見直す時に団体のアンケートなど、事前に個別でいただくのですが、出した計画、数値目標が具体的にどれくらいうまくいったかを踏まえて、アンケートでまた同じ結果にならないように、策定委員会で役立つようなアンケート内容に変えていただくとスムーズにいくと感じました。

(都築委員)

ろうあ者福祉協会の都築と申します。私も参加が初めてです。重い障害者や聴覚障害者に対するものは少ないと感じました。今後こういったことに関する条例や計画を立てられる時には、皆さんと一緒に作りたいと思いますので、ご協力お願いしたいと思います。

(中村委員)

肢体不自由児者父母の会の中村です。私も初めて参加して自分の勉強不足を痛感しました。障害者といっても症状は様々です。様々な人に合うように考えていただき、ありがたいと思いました。

(小林委員)

精神障がい者家族会の小林です。初めての参加です。精神障害者に対する理解を、家族会としてできることは何なのかということで、毎月役員会を開いて地域の中で精神障害者に

対して理解していただけるような活動を今後も展開していきたいと考えています。行政と力を合わせて多様な試みを行いたいと思います。よろしくお願いします。

(内藤委員)

民生委員の内藤です。前回までは、民生委員の全体会では結果を報告しただけでしたが、今回は途中経過から説明をしたため、他の方でパブリックコメントの意見を出してくれた方がいらっしまったようです。これからもそのような形で進めていければと思います。よろしくお願いします。

(野村委員)

毎回参加させていただいております。福祉も多様化しており、複雑になって、計画書を見るたびに、作成するのも具体化するのも、非常に大変だと感じています。より具体的にシンプルにできればいいと思いますが、結果的にはこういう計画をつくるだけで、中身まではいけないという現状があるのではないかと危惧しています。計画は立派ですが、中身をつくることは難しいです。首相も社会福祉は自助、共助、公助と言っておりますが、公助の部分をどうしていくかです。ボランティアも不足しており、社会的なニーズが多いわりには社会的な支援がだんだん難しくなっている現状で、計画をどう具体化するかが大切かと思えます。ありがとうございました。

(西田委員)

社会福祉協議会では障害者の相談支援事業所及びサービス事業所も行っております。この計画に基づいて、しっかりと取り組みを進めていきたいと改めて感じております。野村委員もおっしゃったように、様々な問題が起きています。計画にも地域包括ケアネットワークと記載されていますが、こういった計画を通して各役割をしっかりと話しつつ、ネットワークをしっかりとつくっていききたいと思います。ありがとうございました。

(菅沼委員)

勉強不足を痛感しています。もっと勉強していきたいと思えます。ありがとうございました。

(桑野委員)

昨年6月の第1回から6か月間に多くの方にお越しいただき、完成まで来ました。心から感謝いたします。ありがとうございました。

(小田委員)

いつも子どもたちが大変お世話になっております。学校現場としては特別な支援が必要

な子どもたちに対して教職員チーム一丸となって対応ができるように、計画の達成に迫れるようにこれからも努力していきたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

(海光委員)

初めてこの会議に参加させていただきました。両計画共に事業者や利用者の目線に非常に配慮し、分かりやすい表現等をきめ細かに考えていただいていると思いました。今後数年間の計画について市としてしっかりと示していただいたので、非常に立派なものだと思います。今後、コロナの影響でこの計画の実施においてやむを得ない変更もあるでしょうが、この計画に基づき、達成に向けて努力して頂けるとありがたいです。ハローワークでは雇用支援がメインです。一人でも多くの方が自立し、就労していただけるよう願っています。ハローワークにお越しいただければ、就労支援をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

(杉浦委員)

障害福祉支援計画は第6期となり、これまでの長い歴史の上に新しい計画をつくるということで、今年はとりわけ大変な年でしたが、事前の委員調査、アンケートなど、市民の方々の意見を踏まえた立派な計画をつくられたと思います。これからの6年間、あるいは3年間、この計画通り行えば、充実した障害福祉の政策が推進できると思います。

(森委員)

コロナのことではいつも対応をありがとうございます。保健所では毎日、新しい患者が10人以上出る生活を送っています。クラスターも多く、何か所も出ています。障害の施設等でも対応を苦慮されていると思います。コロナと共に暮らしていくしかない状態です。ご協力をよろしくお願いします。こういう計画が完成し、障害者、地域で暮らしていらっしゃる方もニーズは口に出しますが、それ以外でも必要な資源やサービスがあります。福祉というのはどうしても申請制や、要望があったものに比べるとという形が多いです。日常生活で何に困っておられるかを考えながら対応していかねばならないと日々思います。市にご相談させていただいた時には相談に乗っていただけるようお願いします。皆さん高齢化していらっしゃるということもあります。先ほど地域包括ケアシステムのお話が出ましたが、介護や高齢福祉分野とも仲良くしながら進めていかねばと痛感しています。ありがとうございます。

(佐藤委員)

豊川歯科医師会で、毎週木曜日に障害者歯科の診療のセンター長をしています。私が障害者の方の治療を担当しておりますが、子どものASDの方が非常に増えています。また、障害を持っている方のご家族の高齢化も著しくなっており、お母さん方が子どもさんを連れて来る、その子どもさんが50歳、60歳で、そのお母さん方は80歳代、90歳代です。その

方が毎週木曜日に歯科医療センターまでご本人を連れて来ること自体が難しくなっているケースも多々あります。そういったことを含めると全体的に豊川市はしっかりして頂いています。私も子どもが発達障害で、豊川市は非常に恵まれた環境にあると感じています。

(安形委員)

こういった会議で大切なのは主旨や目的だと常々思います。この策定委員会もしっかりした主旨があるので頑張っていたきたいと思います。また次回、前回どうだったかと振り返った時に分かりやすい内容で振り返ることが大事です。PDCAをしっかりと行うことが大切だと思います。

コロナに関して言うと、高齢者や障害者の方が感染した場合も対応できるように、みんなで協力することが非常に大事です。私は豊川市で、行政を含めて多職種連携し、協力していますが、活動しやすい環境だと感じています。平時にしっかりと連携体制が取れていれば、緊急時にもその体制が生きてきます。有事の際には時間との勝負になってきます。平時の関係性づくりが大切だと感じています。

(大高委員)

今回の策定委員会ではいろいろとありがとうございました。私たちの団体が、高齢化した時に期待しています。ありがとうございます。

(赤谷委員長)

委員の皆様ありがとうございました。ひとりひとりお話を伺い、市、県、医師会、歯科医師会、各種障害者団体等、先ほど連携が大事だというお話もありました。その通りだと思います。せっかくこのように各会代表の方々が集まり、お会いできたので、つながりを大切にしていってより良い豊川市の社会福祉をつくらなければならないと思います。また計画については、内容が具体的で分かりやすい計画になっていけたらと思います。大変長期間にわたりご参集いただきありがとうございました。事務局から連絡はありますか。

(事務局)

本日、両計画の最終案を決定していただき、誠にありがとうございます。今後の予定ですが、各計画最終案を基に最終的に計画として決定させていただき、議会や市民に公表して参ります。計画書の概要版の印刷製本作業にこれから入ります。後日委員の皆様には成果品をおそらく3月末ごろになると思いますが、郵送させていただきます。

(赤谷委員長)

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。大変長時間にわたりご協力をありがとうございました。これをもって本策定委員会を閉会

いたします。ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(事務局)

委員の皆様には第1回から本日まで策定委員会にご協力いただき、誠にありがとうございました。先ほど委員の皆様からの意見もございましたが、作っただけの形だけの計画にならないよう、皆様のご協力を得ながら推進体制をしっかりと行っていきたいと思っております。

コロナ禍で皆さんの所属団体等も大変な中、ご協力いただいたことに改めて感謝申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上